

訴 状

令和 4 年 4 月 20 日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 福永 活也

当事者の表示

〒124-0023 東京都葛飾区西新小岩 1-3-4-513

原 告 立 花 孝 志

〒273-0005 千葉県船橋市本町一丁目 11 番 29-101 号

原 告 NHK 受信料を支払わない国民を守る党
上記原告代表者 立 花 孝 志

(送達場所)

〒107-0061 東京都港区北青山二丁目 14 番 4 号 the ARGYLE aoyama 8 階
ひとり親支援法律事務所
電話 03-6447-4437 FAX 03-6774-8436
上記原告ら訴訟代理人弁護士 福 永 活 也

〒154-0024 東京都世田谷区三軒茶屋 2-11-22 サンタワーズセンタービル 5 階

被 告 綾野剛こと川井剛

〒154-0024 東京都世田谷区三軒茶屋 2-11-22 サンタワーズセンタービル 5 階

被 告 株式会社トライストーン・エンタテイメント
上記被告代表者代表取締役 山 本 又一朗

債務不存在確認等事件

訴訟物の価額 171 万円

貼用印紙額 14,000 円

請求の趣旨

- 1 原告らの被告らに対する別紙動画目録記載の各動画の削除義務が存在しないことを確認する
 - 2 被告らは、原告立花孝志に対し、連帯して、金 110,000 円及びこれに対する令和 4 年 4 月 19 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え
 - 3 訴訟費用は被告らの負担とする
- との判決及び第 2 項につき仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

1 原告ら

原告立花孝志（以下「原告立花」という）は、現在、原告 NHK 受信料を支払わない国民を守る党（以下「原告 N 党」といい、原告立花と合わせて「原告ら」という）の党首であり、フォロワー約 41 万人を抱える YouTube チャンネルを運用している人物である（甲 1）。

また、原告立花孝志は、令和 4 年 1 月 20 日、威力業務妨害罪で懲役 2 年 6 か月、執行猶予 4 年の有罪判決を受けており、執行猶予中の身分である（甲 2）。

2 被告ら

被告綾野剛こと川井剛（以下「被告綾野」という）は、芸能事務所である被告株式会社トライストーン・エンタテイメント（以下「被告会社」といい、被告綾野と合わせて「被告ら」という）に所属してい

る俳優である（甲 3 及び 4）。

第2 被告らから原告らに対する警告

1 被告らから原告らに対する警告（甲 5）

被告会社、及び、被告綾野は被告会社をして、原告らに対し、原告立花が自身の YouTube チャンネルにおいて、訴外東谷義和氏（以下「訴外東谷」という）が開設した「ガーシーチャンネル」の内容を引用しながら、被告綾野が 17 歳の女性と性的行為に及んだと断定した上で、被告綾野がドラマの主演を務めることは不適切であると指摘し、さらには、被告綾野がテレビ CM に出演している企業の製品の不買を呼び掛けるなどし、また、原告らがこれら事項につき、令和 4 年 4 月 13 日放送の参議院石川県選挙区選出議員補欠選挙に関する政見放送でも言及していることを前提に、これら原告らの行為は被告綾野の名誉を著しく毀損する行為であり、その余の発言を含めて、被告らが芸能界で築き上げてきた社会的信用を貶め、その業務を妨害する行為とした上、これまでに原告立花が公開した被告綾野に関する虚偽の風評を流布する動画を直ちに削除するよう求める警告書を書留内容証明郵便にて送付し、これが令和 4 年 4 月 19 日、原告らに到達した（以下「本件警告」という）。

2 本件警告の解釈

本件警告は、送付元の名義人は被告会社であるが、原告らによる行為の被害対象者は被告らとしており、実質的には被告会社、及び、被告綾野が被告会社をして共同で警告したものと理解できる。

また、本件警告は、送付先の名義人は原告立花であるが、原告 N 国が実施する政見放送に関する記載もされていることからすると、実質的には原告らに対して警告したものと理解できる。

また、本件警告内で問題とされている動画は、本件警告書の作成日付が令和4年4月14日であることからすると、同日以前に公開され、かつ、被告綾野に関して発信するものに限定されるが、それらは別紙動画目録記載のとおりである（以下「本件各動画」という）。

そして、本件警告によれば、本件各動画が被告らに対する名誉権侵害となることを理由として、原告らは被告らに対し、本件各動画の削除義務を負うとの主張がなされているものと理解できる。

第3 本件各動画の削除義務の不存在確認

1 訴えの利益（訴訟要件）

被告らは原告らに対し、本件警告書を送付し、その中で原告らによる本件各動画の公開行為は、被告らの社会的信用を貶め、その業務を妨害する行為であるとして、原告らに対して、本件各動画を直ちに削除するよう求めている。

これは原告らによる本件各動画の公開行為が被告らの名誉権侵害に該当することを警告するものであるが、原告らにおいては、これら公開行為に違法性はないものと考えており、本件各動画の削除義務の存否には原告ら及び被告ら間において争いが生じている。

しかも、本件警告は被告らが弁護士を代理人とし、書留内容証明郵便により原告らに送付されており、単なる注意やお願いベースでの相談によるものではなく、今後の法的措置も辞さない姿勢を感じさせるものであり、原告ら及び被告らにおける争いは具体的かつ緊迫したものである。

他方、原告立花は現在執行猶予中の身分であるが、仮に本件各動画が被告らの名誉権を侵害する場合には名誉棄損罪に該当し、原告立花の執行猶予が取り消されることもあり得ることから、特に原告立花に

においては、本件各動画の公開を継続する上で、本件各動画の公開行為が被告らの名誉権を侵害するか否かについて確定的な判断を求める必要がある。

したがって、原告らにおいては、原告らの被告らに対する本件各動画の削除義務が存在しないことを確認する利益が認められる。

2 本件各動画の公開行為が違法でないこと（実体要件）

原告らにおいては、被告らによる、本件各動画の削除義務の発生原因事実の主張立証を待つて具体的に反論する予定であるが、原告らが公開した本件各動画は、いずれも訴外東谷が公開したガーシーチャンネルの動画を紹介し、その上で、これらが真実であれば被告綾野の行為は不適切であり、しかるべき社会的制裁を受けるべきとの意見論評をしているだけであって、被告らの社会的評価を低下させるものではなく、また、仮に被告らの社会的評価を低下させる場合にも、ガーシーチャンネルの動画内容を前提に意見論評を行うに過ぎず、いわゆる公正な論評の法理により違法性が阻却されるものであると考えている。

したがって、原告らの被告らに対する本件各動画の削除義務は存在しない。

第4 本件警告による慰謝料

本件警告は、原告らに対し、突然、弁護士を代理人として、書留内容証明郵便により送付されてきたものであり、原告らの表現の自由を不当に制圧するものである。

よって、特に原告立花に対し、表現の自由という人格的利益を侵害するものであって、不法行為に該当する。

そして、本件警告により原告立花が被った精神的苦痛を慰藉するには

金 10 万円を下回らない。

また、原告立花は本件訴訟提起のために弁護士に依頼しており、弁護士費用相当損害金として、慰謝料本体額の 1 割に相当する金 1 万円について、別途請求が認められるべきである。

よって、被告らは、原告立花に対し、連帯して、金 110,000 円及びこれに対する令和 4 年 4 月 19 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を請求できる。

第 4 終わりに

よって、原告らは被告らに対し、原告らの被告らに対する本件各動画の削除義務が存在しないことを確認し、また、原告立花は被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、金 11 万 1000 円及びこれに対する本件警告書が原告立花に到達した令和 4 年 4 月 19 日から民法所定の法定利率年 3 分の割合に基づく遅延損害金の支払いを求める。

以上

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

付属書類

- | | |
|----------|-------|
| 1 訴状副本 | 2 通 |
| 2 甲号証の写し | 各 3 通 |
| 3 証拠説明書 | 3 通 |

(別紙)

動画目録

	公開日時	動画タイトル	動画URL
1	R4/03/23	綾野剛【TBS】vs ガーシーch 日曜劇場オールドルーキーの主演はそのまま綾野剛さんになるのか？	https://www.youtube.com/watch?v=MijpMZkOTfk
2	R4/03/30	綾野剛の淫行をNHK政見放送でオンエアします！&ガーシーchのPRをして来ました(^o^)放送は4月15日頃です。	https://www.youtube.com/watch?v=cHBBjGWd0NY
3	R4/03/30	綾野剛の淫行をNHK政見放送でオンエアします！&ガーシーchのPRをして来ました(^o^)放送は4月15日頃です。の解説動画	https://www.youtube.com/watch?v=MX248SLIq_o
4	R4/03/31	綾野剛の淫行をNHK政見放送でオンエアします！とTBS関係者に伝えたら・・・	https://www.youtube.com/watch?v=uopqPUDTkz0
5	R4/04/01	綾野剛の淫行をNHK政見放送でオンエアします！とガーシーこと東谷義和さんに	https://www.youtube.com/watch?v=hUkukWINOY0

		伝えたら・・・	
6	R4/04/14	東谷和義のガーシーchを NHK 政見放送で宣伝しまし た【先程は実際に NHK 金沢 放送局でオンエアされまし た】	https://www.youtube.com/ watch?v=6mDNLP0T6ro